

ご遺族のための 手続きハンドブック

～死亡届に関連する手続きのご案内～

ご利用案内

「ご遺族支援コーナー」では、亡くなられた方に関するさまざまな手続きを、ご遺族の方へ総合的にご案内しております。

開設場所：能代市役所 本庁舎1階 市民保険課⑥番窓口

開設日時：平日 午前9時から午後5時

事前予約制となっております。予約いただくことで、申請書類などをご用意いたしますので、スムーズに手続きできます。

電話予約

手続きを希望する日の**2開庁日前まで**に下記の電話番号へ申込ください。

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

予約電話 ☎0185-74-9031

予約メモ	月	日()	9時	10時30分	13時30分	15時

- ・予約がなくてもご利用いただけますが、予約の方を優先させていただきます。また、必要な手続き確認などでお時間をいただきます。
- ・予約をいただいても状況によってお待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

能 代 市

目 次

ご遺族支援コーナーにお持ちいただくもの	1
市役所での手続き	2～12
市役所以外での主な手続き	13～18
委任状に関するご案内	19～23
証明書の郵便請求	24～25
相続登記・相続税など	26～31
庁舎フロアマップ	32～33
施設案内	34～35

郵送での手続きについて

遠隔地にお住いの場合や仕事の都合などで来庁できない場合は、郵送での手続きをご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ ☎0185-74-9031

※すべての手続きが郵送でできるものではありません。

お持ちいただくもの

お越しの際には、下記のうち、該当するものをお持ちください。
なお、手続きごとに必要なものにつきましては、4ページ以降をご覧ください。

ご遺族のもの

- ☐ 認印（相続人代表者・喪主）※スタンプ印以外
- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障がい者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は下から2点
資格確認書、被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳、基礎年金番号通知書 など
- ☐ 預貯金通帳（相続人代表者・喪主）
- ☐ 新たに変更する引落口座の預貯金通帳と通帳届出印
 - ※亡くなった方名義の預貯金通帳から各種税を口座引き落としされている場合

※このハンドブックもお持ちください。

※年金手続きなどで、死亡診断書の写しが必要な場合があります。

故人のもの

以下の書類などは、見つからない場合でも手続きできます。

- ☐ 年金証書または年金手帳、基礎年金番号通知書（振込通知書など基礎年金番号のわかるものでも可）
- ☐ 印鑑登録証
- ☐ マイナンバーカード、住民基本台帳カード
- ☐ 国民健康保険資格確認書または被保険者証、後期高齢者医療保険資格確認書または被保険者証
 - ※世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または被保険者証
 - ※加入者が亡くなった場合、葬祭費が請求できます。
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ 福祉医療費受給者証（マル福カード）
- ☐ その他、市役所から交付された証書類

その他

- ・戸籍謄本など・住民票の写し・税に関する証明書の請求や年金手続きを、代理人が行う場合は委任状が必要です。20ページを参考のうえ切り離してご利用ください。
- ・相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

市役所での手続き

各種手続きについて、一般的な場合を想定して掲載してありますので、全ての方が該当するものではありません。手続きによっては19～23ページの「**委任状**」が必要となる場合もありますので、ご遺族支援コーナーまたはお問い合わせ先へご確認ください。

手続きチェックリスト

区分	該当あり	手続済	項目	手続き内容	掲載ページ
住民登録関係			世帯主の変更	世帯主変更	4
			印鑑登録証	登録証の返納	4
			住基カード・マイナンバーカード	返納手続き（希望の方のみ）	4
パスポート			パスポート	返納手続き（希望の方のみ）	4
共済			ともすけ共済	共済金・奨学援護金請求	4
年金			国民年金	未支給請求 遺族基礎年金請求 など	5
健康保険			国民健康保険	資格喪失届 葬祭費支給申請 など	5
			後期高齢者医療	資格喪失届 葬祭費支給申請 など	5
介護			介護保険・高齢者	資格喪失届 など	5
税金			市税共通	相続人代表者の指定 など	6
			軽自動車税	名義変更・廃車 など	6
			固定資産税	共有代表者の変更 未登記家屋の名義変更 など	6
福祉			障がい者手帳など	手帳などの返還 未支払手当請求	7
			特別児童扶養手当	資格喪失届 未支払手当請求 など	7
			タクシー利用券 自動車燃料費助成券	返還手続き	7
			福祉医療（障がい）	資格喪失届	7

区分	該当あり	手続済	項目	手続き内容	掲載ページ
子ども			福祉医療（子ども）	資格喪失届	8
			保育施設	退所届 教育・保育給付認定の変更申請	8
			就学援助	就学援助申請	8
			児童手当	額改定 未支払手当請求	8
			児童扶養手当	資格喪失届 未支払手当請求 など	9
			ひとり親家庭等住宅整備 貸付金	死亡届、保証人変更	9
			母子父子寡婦福祉資金	死亡届、保証人変更	9
			福祉医療 （ひとり親家庭）	資格喪失届	9
ごみ			ごみ	処理施設使用料の減免申請	10
墓地			墓地	納骨、承継手続き	10
犬			犬	飼い主の変更	10
生活衛生 営業			理容所・美容所・ クリーニング所	承継手続き 変更（廃止）届	10
			旅館・公衆浴場	承継手続き 営業停止（廃止）届	10
上・下水道など			上下水道	名義変更、使用人員変更（井戸水使用者）、 閉栓	11
			下水道受益者負担金	受益者の変更	11
			浄化槽	管理者変更報告、地位継承、 使用休止の手続き	11
			農業集落排水	使用人員変更 使用休止の手続き	11
住宅			市営住宅	入居承継承認 明渡し 同居者異動 など	11
農地・森林			農地	相続の届出	12
			森林	所有者変更の届出	12

☐ 世帯主変更 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2133 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
世帯主が 亡くなられた方	世帯主変更	手続きする方の本人確認書類 ※代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

☐ 印鑑登録証 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2133 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
印鑑登録を していた方	登録証の返納	印鑑登録証

☐ 住基カード・マイナンバーカード 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2133 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
住民基本台帳カード マイナンバーカード 通知カードを お持ちの方	返納手続き ※希望の方のみ	住民基本台帳カード、マイナンバーカード、通知カード

☐ パスポート 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2133		
対象者	主な手続き	必要なもの
パスポートを お持ちの方	返納手続き ※希望の方のみ	☐ パスポート ☐ 戸籍謄本または死亡診断書（コピー不可） ☐ 届出人と故人の関係がわかる戸籍謄本（コピー不可）

☐ ともすけ共済 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2168 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
交通災害共済・ 不慮の災害共済に 該当する方	加入者が亡くなったとき	☐ 交通事故証明書（交通災害のみ） ☐ 死亡診断書または死体検案書の写し ☐ 加入者証の写し
	共済金請求	☐ 故人の戸籍謄本および住民票（コピー可） ☐ 請求者の預貯金通帳またはキャッシュカード
	子どものいる加入者 が亡くなったとき 奨学援護金請求	☐ 加入者証の写し ☐ 請求者の預貯金通帳

☐ 国民年金 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2168 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
国民年金を 受給していた方	○死亡の届出 ○未支給年金請求 ○遺族基礎年金請求	☐ 故人の年金証書 ☐ 請求者となる方の預貯金通帳 死亡届のみの場合 ☐ 故人の年金証書、死亡診断書の写しなど ※戸籍謄本や委任状などが必要な場合があります。
国民年金に 加入していた方	死亡の届出 ○遺族基礎年金請求 ○死亡一時金請求 ○寡婦年金請求	☐ 故人の年金手帳 ☐ 故人の年金手帳 ☐ 請求者となる方の預貯金通帳 ※戸籍謄本や委任状などが必要な場合があります。

☐ 国民健康保険 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2166 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
国民健康保険に 加入していた方	○資格喪失の届出 ○世帯主変更の届出 ○葬祭費支給申請(喪主)	☐ 故人の資格確認書、被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証など ☐ 喪主の預貯金通帳 故人が世帯主の場合 ☐ 世帯全員分の資格確認書、被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証など 葬祭費振込予定日 月 日頃
世帯に国民健康保険加入者がいる世帯主の方	世帯主変更の届出	☐ 世帯全員分の資格確認書、被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証など
※社会保険などに加入していた方は、お勤め先にお問い合わせください。		

☐ 後期高齢者医療保険 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2159 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
後期高齢者医療保険 に加入していた方	○資格喪失の届出 ○葬祭費支給申請(喪主) ○高額療養費給付申請 ○保険料の精算	☐ 故人の資格確認書、被保険者証、限度額認定証など ☐ 喪主及び相続人代表者の預貯金通帳 葬祭費振込予定日 月 日頃

☐ 介護保険・高齢者 問い合わせ先 本 庁 舎 長寿いきがい課(1階) ☎0185-89-2157 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
65歳以上の方 または介護認定を 受けていた方	○資格喪失の届出 ○保険料の精算 ○高額介護(予防) サービス費申請	☐ 故人の被保険者証、負担割合証、限度額認定証 ☐ 相続人代表者の預貯金通帳 介護保険料の変更通知を 頃送付します。
緊急通報装置 (ふれあい安心電話) の貸与があった方	サービス廃止	必要なものは特にありません。 ※緊急通報装置の返却が必要です。 返却日は後日相談となります。
配食サービス を受けていた方	サービス廃止	必要なものは特にありません。
認知症高齢者等見守り シールを利用していた方	利用終了届の提出	必要なものは特にありません。 ※シールの返却は不要です。

☐ 市・県民税・森林環境税、 軽自動車税、固定資産税、 国保税共通 問い合わせ先 本 庁 舎 税 務 課(1階) 市・県民税・森林環境税、軽自動車税、国保税について ☎0185-89-2126 固定資産税について ☎0185-89-2127 口座振替等収納について ☎0185-89-2128 二ツ井町庁舎 総務企画課(1階) ☎0185-73-2112		
対象者	主な手続き	必要なもの
市・県民税・森林環境税、軽自動車税、国保税が課税されていた方 ・ 固定資産をお持ちだった方	相続人代表者の指定 ・ 現所有者の申告	☐ 遺言書、相続放棄など関係書類（ある場合） ☐ マイナンバーが分かるもの（能代市に住民登録のない固定資産の現所有者の方） ※この届出は市税などの納税に関するものであり、資産の名義を変更するものではありません。 ※法定相続人（氏名、生年月日、住所、連絡先）をお伺いします。法定相続人の詳細は26ページをご覧ください。 ※納税通知書の送付先を別に希望する方はご相談ください。
	振替口座の廃止・加入 ※口座引落しで納税されていた方	☐ 故人の納税通知書または領収書 ☐ 新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印

☐ 軽自動車税 問い合わせ先 本 庁 舎 税 務 課(1階) ☎0185-89-2126 二ツ井町庁舎 総務企画課(1階) ☎0185-73-2112		
対象者	主な手続き	必要なもの
農耕作業用の小型特殊自動車、排気量125cc以下の原動機付自転車などを所有していた方（能代市ナンバーまたは二ツ井町ナンバー）	☐ 名義変更 ☐ 廃車	☐ ナンバープレート（廃車の場合） ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されますので、早めの手続きをお願いします。

☐ 固定資産税 問い合わせ先 本 庁 舎 税 務 課(1階) ☎0185-89-2127 二ツ井町庁舎 総務企画課(1階) ☎0185-73-2112		
対象者	主な手続き	必要なもの
共有代表者の方	共有代表者の変更	☐ 新たに代表になる方の本人確認書類 ☐ 新たに代表になる方のマイナンバーが分かるもの（能代市に住民登録のない方）
未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	☐ 新所有者及び届出者の印鑑（認印可） ☐ 公正証書遺言 ※公正証書遺言がない場合は次の書類をお持ちください。（以下の書類 コピー可） ☐ 遺産分割協議書（実印必要） ☐ 相続関係説明図、または被相続人及び各相続人の戸籍謄本 ☐ 各相続人の印鑑登録証明書 ☐ 新所有者の住民票（能代市に住民登録のない方）

☐ 障がい者手帳など		
問い合わせ先 本 庁 舎 福 祉 課(1階) ☎0185-89-2153 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方	返還手続き	☐ 手帳（受給者証） ※NHK受信料が減免されている方は、停止の手続きが必要です。 NHKふれあいセンター ☎0570-077-077
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた方	☐ 死亡の届出 ☐ 未支払手当請求	☐ 亡くなったことが確認できる書類（死亡診断書の写しなど） ☐ 配偶者または扶養義務者の預貯金通帳

☐ 特別児童扶養手当		
問い合わせ先 本 庁 舎 福 祉 課(1階) ☎0185-89-2153 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
特別児童扶養手当を受給していた方	☐ 受給者死亡の届出 ☐ 資格喪失の届出 ☐ 認定申請	☐ 亡くなったことが確認できる書類（戸籍謄本など） ☐ 振込先口座申出書（金融機関の証明印が必要です） ☐ 新たに受給する方の世帯全員分の戸籍謄本 ☐ 住民票（無料交付）
特別児童扶養手当の対象児童の方	☐ 資格喪失の届出 ☐ 未支払手当請求	☐ 亡くなったことが確認できる書類（戸籍謄本など）

☐ タクシー利用券 自動車燃料費助成券		
問い合わせ先 本 庁 舎 福 祉 課(1階) ☎0185-89-2153 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
タクシー利用券などを利用していた方	返還手続き	☐ 故人のタクシー利用券・自動車燃料費助成券

☐ 福祉医療（障がい）		
問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2159 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
福祉医療費(マル福)を受給していた方	資格喪失の届出	☐ 受給者証

☐ 福祉医療(子ども) 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2159 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
乳幼児（未就学児）、 小中高生などで福祉 医療費（マル福）を 受給していた方	資格喪失の届出	☐ 受給者証

☐ 保育施設 問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2946 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
保育施設を 利用していた方	退所の届出	必要なものは特にありません。
保育施設を利用中の 保護者の方	教育・保育給付認定 の変更申請	

☐ 就学援助 問い合わせ先 ニツ井町庁舎 学 校 教 育 課(2階) ☎0185-73-5281		
対象者	主な手続き	必要なもの
就学援助の申請を される方 就学援助認定世帯の方	就学援助申請	☐ 保護者の預貯金通帳 ※事前にお問い合わせください。

☐ 児童手当 問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2946 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
手当支給対象の 児童だった方	☐ 受給事由の消滅 ☐ 額改定（減額）	必要なものは特にありません。
手当を 受給していた方	☐ 未支払手当請求 ☐ 認定請求	☐ 児童の預貯金通帳 ☐ 新受給者の預貯金通帳、健康保険証

☐ 児童扶養手当			問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2947 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500
対象者	主な手続き	必要なもの	
手当支給対象の 児童だった方	☐ 額改定(減額) ☐ 資格喪失の届出	☐ 児童扶養手当証書	
手当を 受給していた方	☐ 死亡の届出 ☐ 未支払手当請求	☐ 児童扶養手当証書 ☐ 児童の預貯金通帳	
手当の受給資格のある 方で、同居親族・配偶 者が亡くなった方	☐ 支給停止関係消滅 ☐ 事由の変更	☐ 亡くなったことが確認できる書類 ☐ 児童扶養手当証書	
新たにひとり親に なった方	☐ 認定請求	事前にお問い合わせください。	

☐ ひとり親家庭等 住宅整備貸付金			問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2947 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500
対象者	主な手続き	必要なもの	
貸付金を 利用していた方	死亡の届出	必要なものは特にありません。	
貸付金利用者の 連帯保証人	保証人変更		

☐ 母子父子寡婦福祉資金			問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2947 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500
対象者	主な手続き	必要なもの	
資金を 利用していた方	死亡の届出	☐ 亡くなったことが確認できる書類	
資金利用者の 連帯保証人	保証人変更	☐ 借主の印鑑(認印) ☐ 亡くなったことが確認できる書類	

☐ 福祉医療(ひとり親家庭)			問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2159 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114
対象者	主な手続き	必要なもの	
ひとり親家庭児童生 徒などで福祉医療費 (マル福)を 受給していた方	資格喪失の届出	☐ 受給者証	

☐ ごみ 問い合わせ先 本 庁 舎 環境衛生課(2階) ☎0185-89-2172 ニツ井町庁舎 環境産業課(1階) ☎0185-73-5502		
対象者	主な手続き	必要なもの
故人のごみの処理 (持込)をされる方	ごみ処理施設使用料 の減免申請	燃えるごみの搬入先 MAP34ページ 南部清掃工場 (山本郡三種町鶴川字上笠岡70-21) ☎0185-85-3225 燃えないごみ・粗大ごみの搬入先 MAP35ページ 北部粗大ごみ処理工場 (山本郡八峰町峰浜沼田字横長根1-5) ☎0185-76-3903 受入時間 月～土曜日の午前9時～午後4時30分 (日曜日及び1月1日～3日を除く) ※北部粗大ごみ処理工場は、毎月第1・第3の土曜日と 月～金曜日の祝日は施設点検のため受入れできません。 ※ごみは直接清掃工場へ搬入ください。 ※ごみの分別など、詳しくはお問い合わせください。 ※各工場1日限りで、同日中であれば同一工場に2台ま で搬入できます(2tトラックは1台まで)。
		注意事項 ・市で手続きした申請書を持って工場へごみを運搬してください。 ・減免期間は、亡くなった日から6か月以内です。 ・申請書の再発行はできません。
令和 年 月 日まで お使いいただけます。		

☐ 向能代金山墓地公園・ ニツ井墓地 問い合わせ先 本 庁 舎 環境衛生課(2階) ☎0185-89-2173 ニツ井町庁舎 環境産業課(1階) ☎0185-73-5502		
対象者	主な手続き	必要なもの
市営墓地を 使用していた方	承継手続き	☐ 墓地使用許可証
	返還	☐ 墓地使用許可証
	納骨	☐ 埋火葬許可証

☐ 犬 問い合わせ先 本 庁 舎 環境衛生課(2階) ☎0185-89-2174 ニツ井町庁舎 環境産業課(1階) ☎0185-73-5502		
対象者	主な手続き	必要なもの
犬を飼養していた方	飼い主の変更	必要なものは特にありません。

☐ 理容所・美容所・ クリーニング所 問い合わせ先 本 庁 舎 環境衛生課(2階) ☎0185-89-2173 ニツ井町庁舎 環境産業課(1階) ☎0185-73-5502		
対象者	主な手続き	必要なもの
理容所・美容所・ クリーニング所を 経営していた方	☐ 承継手続き ☐ 変更(廃止)	☐ 確認済証またはクリーニング所届出済証

☐ 旅館・公衆浴場 問い合わせ先 本 庁 舎 環境衛生課(2階) ☎0185-89-2173 ニツ井町庁舎 環境産業課(1階) ☎0185-73-5502		
対象者	主な手続き	必要なもの
旅館・公衆浴場を 経営していた方	☐ 承継手続き ☐ 営業停止(廃止)	☐ 旅館業経営許可書または公衆浴場営業許可書

☐ 上下水道		
問い合わせ先 本 庁 舎 水道課(2階) ☎0185-52-5221 ニツ井町庁舎 建設課(1階) ☎0185-73-5258		
対象者	主な手続き	必要なもの
水道、下水道を 利用していた方	☐ 名義変更・閉栓 ☐ 使用人員変更 (井戸水使用者)	問い合わせ先に連絡し、手続きしてください。

☐ 下水道受益者負担金		
問い合わせ先 本 庁 舎 下水道課(2階) ☎0185-89-2202		
対象者	主な手続き	必要なもの
負担金を納付中 または猶予中の方	受益者の変更	必要なものは特にありません。

☐ 浄化槽		
問い合わせ先 本 庁 舎 下水道課(2階) ☎0185-89-2202 ニツ井町庁舎 建設課(1階) ☎0185-73-5300		
対象者	主な手続き	必要なもの
個人設置型の浄化槽 を使用していた方	☐ 管理者変更報告 ☐ 使用休止の手続き	必要なものは特にありません。
市設置型の浄化槽を 使用していた方	☐ 地位承継 ☐ 使用休止の手続き	※使用休止届の場合、清掃記録(写)が必要です。

☐ 農業集落排水		
問い合わせ先 本 庁 舎 下水道課(2階) ☎0185-89-2202		
対象者	主な手続き	必要なもの
農業集落排水施設を 使用していた方	☐ 使用人員変更 ☐ 使用休止の手続き	必要なものは特にありません。

☐ 市営住宅		
問い合わせ先 本 庁 舎 都市整備課(2階) ☎0185-89-2194 ニツ井町庁舎 建設課(1階) ☎0185-73-5300		
対象者	主な手続き	必要なもの
契約者が亡くなり 引き続き市営住宅に 入居される同居親族	☐ 入居承継承認 ☐ 敷金継承届	☐ 故人の住民票の除票 ※承継の可否など、詳しくは事前にお問い合わせください。
契約者が亡くなり 市営住宅を 退去される方	☐ 明渡しの手続き ☐ 敷金還付請求	事前にお問い合わせください。
市営住宅に入居の 同居親族が 亡くなった方	同居者異動手続き	☐ 故人の住民票の除票
駐車場を 利用していた方	☐ 使用中止	必要なものは特にありません。

☐ 農地 問い合わせ先 本 庁 舎 農業委員会事務局(2階) ☎0185-89-2935 ニツ井町庁舎 環 境 産 業 課(1階) ☎0185-73-4515		
対象者	主な手続き	必要なもの
農地を相続された方	相続の届出	☐ 登記完了証 (新しい所有者名がわかるもの)

☐ 森林 問い合わせ先 本 庁 舎 林業木材振興課(2階) ☎0185-89-2250 ニツ井町庁舎 環 境 産 業 課(1階) ☎0185-73-4500		
対象者	主な手続き	必要なもの
森林を相続された方 (地域森林計画対象民有林のみ)	所有者変更の届出	☐ 森林位置図 ☐ 登記完了証 (登記が変わったことがわかるもの) ※登記完了後に計画対象の確認手続きが必要です。 詳しくはお問い合わせください。

☐ 文化財 問い合わせ先 ニツ井町庁舎 生涯学習・スポーツ振興課(2階) ☎0185-74-6040		
対象者	主な手続き	必要なもの
指定または登録文化財をお持ちの方	指定または登録文化財所有者の変更	指定書

その他各種制度のご案内

☐ 災害遺児愛護基金 事業給付金 問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2947 ニツ井町庁舎 市 民 福 祉 課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
中学生以下の児童の いる保護者が災害で 亡くなった場合	給付金受給申出	☐ 死亡診断書の写し ☐ 戸籍謄本 (故人の遺児であることがわかるもの) ☐ 保護者の印鑑 (認印)

☐ 福祉医療(子ども・障がい・ひとり親家庭) 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2159 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
福祉医療費(マル福)受給者が 同世帯にいる場合	受給者証の変更	☐ 受給者の資格情報のお知らせまたは資格確認書等 (有効期限内の健康保険証等) ☐ 身体障害者手帳または療育手帳 (お持ちの方) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (1級) または自立支援医療受給者証 (精神通院) (お持ちの方) ☐ 受給者証
福祉医療費支給を 申請していた場合	振込口座の変更	☐ 相続人となる方の預貯金通帳

☐ 空き家バンク 問い合わせ先 移住定住推進課 ☎0185-74-6767 移住定住相談窓口「のしろ暮らし」(イオンタウン能代)		
対象者	主な手続き	必要なもの
空き家をお持ちの方	○物件登録	事前にお問合せください。 ・のしろ暮らしは日曜、祝日も営業しています。 ・平日は総合政策課でも相談可能です。
空き家を探している方	○利用登録	

市役所以外での主な手続き

市役所以外の手続きについては、ハンドブックに掲載されているものがすべてではありません。
必要な手続きは亡くなった方によって異なりますので、ご確認のうえ手続きください。

手続きに必要な証明書などについて

○手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税に関する証明書など）があるため、各契約会社などにお問い合わせいただいてから来庁されますと、手続きが進みやすくなります。証明書の交付には、所定の手数料がかかります。

戸籍謄(抄)本 450円、除籍・改製原戸籍謄本 750円、住民票 200円、印鑑登録証明書 200円

※証明書などは、申出により原本が返却される場合がありますので、問い合わせ先にご確認ください。

○戸籍、住民票、印鑑登録証明書、所得・課税証明書など：本庁舎市民保険課⑧・⑨番窓口、市民サービスセンター、二ツ井町庁舎、富根出張所、各地域センター ※地域センターは、所得・課税証明書以外発行可

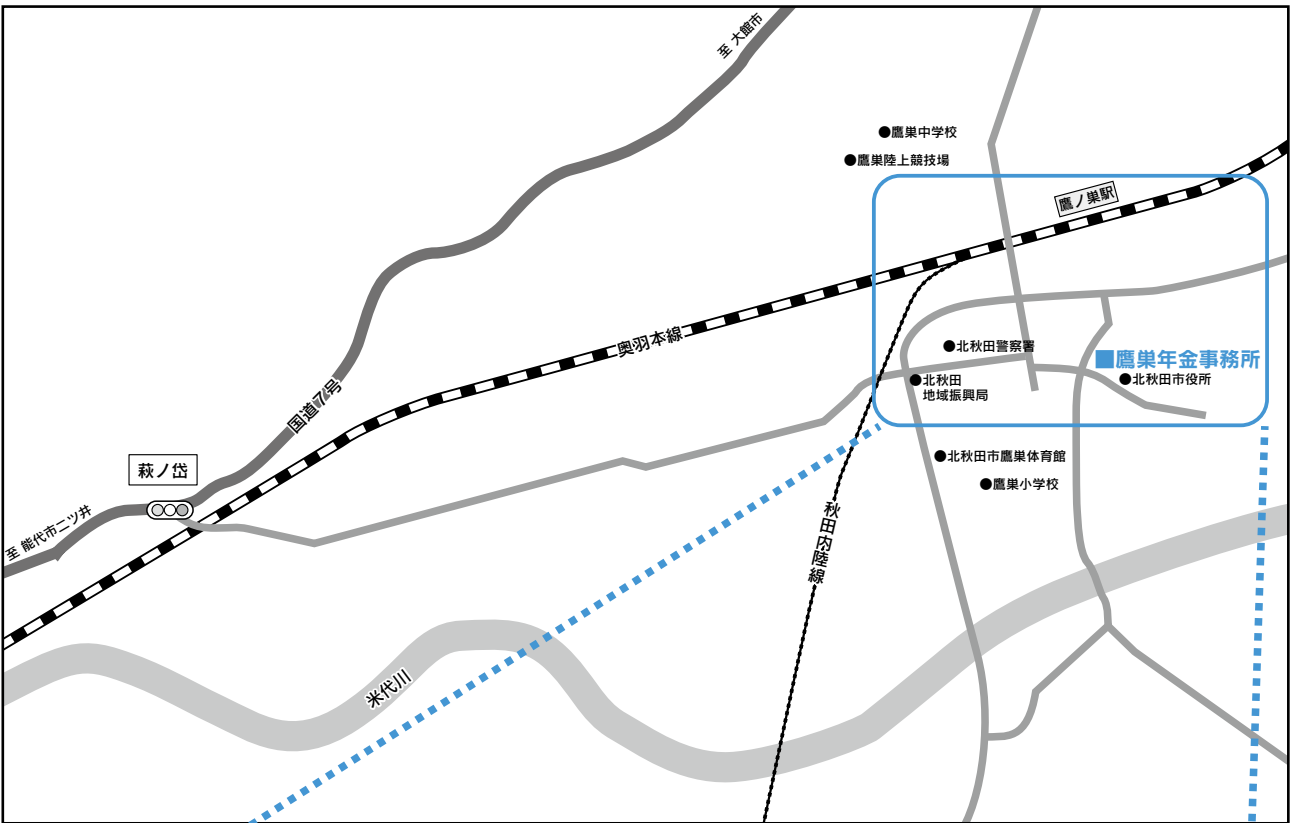
チェック欄	項目	主な手続き	必要なもの・問い合わせ先など
	生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 など	必要なもの ☐ 保険金請求書、保険証券 ☐ 戸籍謄本 ☐ 死亡診断書 など ※保険会社・契約内容などによって必要書類が異なる場合があります。 問い合わせ 加入していた生命保険会社または代理店
	損害保険	名義変更・解約 など	必要なもの ☐ 亡くなった方の死亡の記載のある戸籍謄本 ☐ 相続人との関係が分かる戸籍謄本 など ※保険会社・契約内容などによって必要書類が異なる場合があります。 問い合わせ 加入していた損害保険会社または代理店
	株式	相続手続き など	必要なもの ☐ 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本、印鑑登録証明書 など ※証券会社などによって必要書類が異なる場合があります。 問い合わせ 各証券会社 など
	預貯金口座	凍結解除 口座解約手続き	必要なもの ☐ 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本、印鑑登録証明書 など ※金融機関・取引状況などによって必要書類が異なる場合があります。 問い合わせ 各金融機関 など
	運転免許証	返納手続き	問い合わせ 能代警察署（能代市日吉町1-24） ☎0185-52-4311
	普通自動車(税)	自動車税に 関すること	問い合わせ 総合県税事務所 収納管理課 （秋田市山王四丁目1-2） ☎018-860-3331

チェック 欄	項 目	主な手続き	必要なもの・問い合わせ先など
	普通自動車・ 二輪車(125cc超)	名義変更 廃車	問い合わせ 能代山本自家用自動車協会 (能代市落合字古悪土1-7) ☎0185-52-3383 秋田運輸支局 (秋田市泉字登木74-3) ☎050-5540-2012 【注】 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税され ますので、早めの手続きをお願いします。
	軽自動車	名義変更 廃車	問い合わせ 能代山本自家用自動車協会 (能代市落合字古悪土1-7) ☎0185-52-3383 軽自動車検査協会 秋田事務所 (秋田市寺内字三千刈463-3) ☎050-3816-1834
	有料道路割引	利用停止	問い合わせ NEXCO東日本 有料道路ETC割引登録係 ☎045-477-1233
	国税	相続税手続き 所得税・消費税申告	問い合わせ 能代税務署 能代合同庁舎 (能代市末広町4-20) ☎0185-52-6111 ※相続税については、27ページ「相続税についてのお 知らせ」をご参照ください。
	不動産登記	土地・家屋所有権 移転登記(相続)	不動産の所有者が亡くなった場合、所有権移転の登記 が必要です。申請先は、不動産の所在地を管轄する法務 局です。28～31ページをご参照ください。 問い合わせ 秋田地方法務局 能代支局 (能代市大町5-36) ☎0185-54-4111
	遺言書	検認・開封	遺言書の保管者または相続人は、遅滞なく遺言書を封 印のまま家庭裁判所に提出する必要があります。 申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所です。 問い合わせ 秋田家庭裁判所 能代支部 (能代市上町1-15) ☎0185-52-3278
	相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄には2種類あり、相続を知った日から3か月 以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申立する必要 があります。相談放棄が受理された場合は市の関係する 窓口に出してください。 ・相続放棄 ・限定承認…引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相 続します。相続人全員の合意が必要です。 問い合わせ 秋田家庭裁判所 能代支部 (能代市上町1-15) ☎0185-52-3278
	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	記名者(受取人)が死亡した場合、記名者の相続人が国 債裏面の記名を変更することによって、引き続き償還金 を受け取ることができます。手続きについては、国債に記 載されている償還金支払場所にお問い合わせください。 必要なもの ☐ 国債(または証券保管証書) ☐ 記名者の死亡を証明できる戸籍書類(記名者の除籍抄 本など) ☐ 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍謄 (抄)本 ☐ 変更する方の印鑑(認印) 問い合わせ 国債または証券保管証書に記載されている 償還金支払場所(郵便局等)
	農業者年金	死亡の届出 未支給年金請求	問い合わせ あきた白神農業協同組合 本店・支店 本店(能代市字一本木47) ☎0185-74-8441

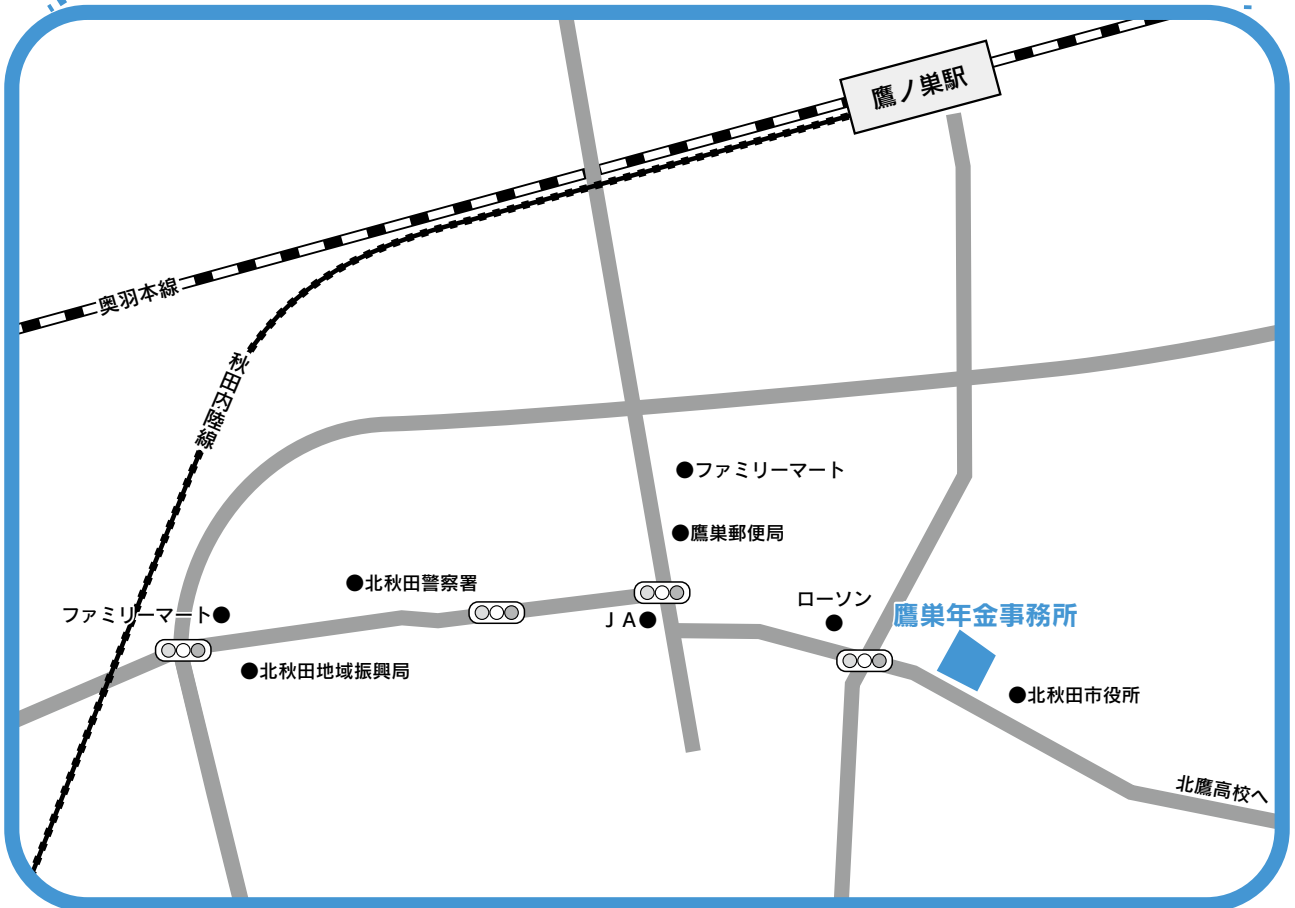
チェック 欄	項 目	主な手続き	必要なもの・問い合わせ先など
	共済年金	死亡の届出 未支給年金請求	問い合わせ 各共済組合（18ページ「共済組合などの連絡先一覧」）
	企業年金	死亡の届出 未支給年金請求	問い合わせ 企業年金連合会（年金相談室） 18ページ「共済組合などの連絡先一覧」参照
	恩給	死亡の届出 未支給請求	問い合わせ 18ページ「共済組合などの連絡先一覧」 総務省恩給相談室
	秋田県心身障害者 扶養共済制度	心身障害者の保護 者(加入者)の方が 亡くなったとき… 支給金請求	☐ 加入者の死亡診断書（原本または原本証明されたもの） ☐ 加入者の住民票の除票 ☐ 心身障害者及び年金管理者の住民票 ☐ 秋田県心身障害者扶養共済制度加入証* ☐ 振込先となる預貯金通帳の写し ☐ 請求者の印鑑（認印）
		心身障害者の方が 亡くなったとき… 弔慰金請求	☐ 加入者及び心身障害者の住民票 ☐ 秋田県心身障害者扶養共済制度年金証書* ☐ 振込先（加入者名義）の預貯金通帳の写し ☐ 請求者の印鑑（認印）
		受給者(心身障害者)の 方が亡くなったとき	☐ 受給者の住民票の除票 ☐ 届出者の印鑑（認印）
		※加入証及び年金証書の原本が見当たらない場合は、問い合わせ先へご連絡ください。 問い合わせ 山本地域振興局 福祉環境部企画福祉課（能代市御指南町1-10） ☎0185-55-8023	
	県営住宅	入居承継 退去	問い合わせ 北秋田地域振興局 建設部建築課 （北秋田市鷹巣字東中岱76-1）☎0186-63-2531
	クレジットカード	解約	問い合わせ 各契約会社
	新聞	名義変更・解約	問い合わせ 各販売店
	固定電話 （NTT東日本）	契約承継・解約	問い合わせ NTT東日本の固定電話からは☎116 それ以外の電話からは☎0120-116-000
	固定電話 （NTT東日本以外）	名義変更・解約	問い合わせ 各契約会社
	電気・ガス料金	名義変更・解約	問い合わせ 各契約会社
	上下水道 （市で管理していないもの）	名義変更・解約等	問い合わせ 各水道組合
	N H K受信料	名義変更・解約 減免の停止	問い合わせ N H K ふれあいセンター ☎0570-077-077
	携帯電話・有料アプ リ・インターネット	名義変更・解約	問い合わせ 各契約会社
	衛星放送 （BS・CSなど）	名義変更・解約	問い合わせ 各契約会社

チェック 欄	項 目	主な手続き	必要なもの・問い合わせ先など
	厚生年金	○死亡の届出 ○未支給年金請求 ○遺族厚生年金請求	未支給厚生年金・遺族厚生年金について 厚生年金を受給していた方が亡くなった場合、年金事務所での手続きとなり、事前の予約が必要です。 主に必要なもの ○請求者のもの（ ）様 ☐ 請求者名義の預貯金通帳 ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など） ☐ マイナンバーが分かるものまたは世帯全員分の住民票 ☐ 戸籍謄本または抄本 ☐ 年金手帳、年金証書などの基礎年金番号がわかるもの ○故人のもの（ ）様 ☐ 年金手帳、年金証書などの基礎年金番号が確認できるもの ☐ 住民票の除票 ☐ 死亡診断書の写し ○その他 ☐ 生計同一に関する申立書 ☐ 所得・課税証明書 ☐ 雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証） ☐ 年金加入期間確認通知書（共済組合加入期間のある方）など ☐ 委任状（代理人が手続きする場合）→様式22ページ ご予約・手続きに関するお問い合わせ 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490 （自動音声案内「5」を選択） ※ご予約の申込みは、希望日の1か月前から前日までの午前8時30分から午後5時までです。 ご予約時は、お手元に基礎年金番号がわかる書類をご用意ください。 出張相談窓口について 出張相談窓口では、未支給年金請求などの手続きを年金事務所と同様に行うことができます。 事前に予約のうえ、手続きしてください。 場所：能代市役所本庁舎 市民保険課 日時：毎週火曜日 午前9時30分～午後3時30分 ※祝日・年末年始を除く 死亡届のみの手続き 未支給年金請求などを行わない場合は、市役所の窓口でも手続きできます。 必要なもの ☐ 故人の年金証書（基礎年金番号が確認できるもの） ☐ 死亡診断書の写し 手続きされる方の住所が能代市外の場合 請求者となる方の住所が能代市以外の場合など、住所地の最寄りの年金事務所でも手続き可能です。 事前に予約のうえ、手続きしてください。 手続きに関するお問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 または最寄りの年金事務所

鷹巣年金事務所の案内図(北秋田市)



拡大地図



お持ち
いただくもの

市役所の手続き

市役所以外の
主な手続き

委任状のご案内

証明書の
郵便請求

相続登記・
相続税など

フロアマップ

施設案内

共済組合などの連絡先一覧

共済組合などの名称	郵便番号	所在地	電話番号	備考
国家公務員共済組合	102-8082	東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎	0570-080-556 (ナビダイヤル)	国家公務員共済 組合連合会年金部
地方職員共済組合	102-8601	東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル	03-3261-9821	
全国市町村職員共済組合 連合会	102-0084	東京都千代田区二番町2 東京グリーンパレス	03-5210-4611	
秋田県市町村職員共済組合	010-0951	秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館3階	018-862-5262	
公立学校共済組合	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-9-5	03-5259-1122	本部年金相談室
警察共済組合	102-8588	東京都千代田区三番町6-8 警察共済ビル	03-5213-7570	本部事務局年金部
日本私立学校振興・ 共済事業団	113-8441	東京都文京区湯島1-7-5	03-3813-5321	共済事業本部
日本たばこ産業共済組合 (J T)	現在は厚生年金に一元化されております。 詳しくは年金事務所にお問い合わせください。 0570-05-1165 (ナビダイヤル) 鷹巣年金事務所 0186-62-1490			
日本鉄道共済組合(J R)				
N T T企業年金基金 (日本電信電話共済組合)				
農林漁業団体職員共済組合	110-8580	東京都台東区秋葉原2-3 日本農業新聞本社ビル	03-6260-7800	
総務省政策統括官 (恩給担当)恩給相談室	162-8022	東京都新宿区若松町19-1	03-5273-1400	
企業年金連合会	105-0011	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階・11階	0570-02-2666	年金相談室
農業者年金基金	160-8504	東京都新宿区四谷3-2-1 フロントブレイス四谷3階・4階	03-5919-0371	
国民年金基金	107-0052	東京都港区赤坂8-1-22 NMF 青山一丁目ビル9階	03-6804-2202	

お持ち
いただくもの

市役所の手続き

市役所以外の
主な手続き

委任状のご案内

証明書の
郵便請求

相続登記・
相続税など

フロアマップ

施設案内

委任状に関するご案内

死亡届に関連する手続きについて、戸籍謄本など・住民票の写し・税に関する証明書の請求、年金の手続きなどを相続人や請求者ご本人が行うことが困難な場合、委任状があれば代理の方が行うことができます。

次ページ以降に委任状の様式と記入例を掲載していますので、参考のうえ作成し、切り離してご利用ください。

委任状は、委任するご本人（委任者）が内容をすべて記載のうえ、署名いただくようお願いいたします。

やむを得ず委任するご本人以外が代筆される場合は、ご本人（委任者）と意思確認をとりながら代筆し、余白に代筆者の氏名を記載いただくようお願いいたします。

掲載している委任状の様式

- **能代市あて（死亡に関する手続き用）**…20ページ
要件を満たしていれば、任意の様式でも使用できます。
- **日本年金機構あて**…21～23ページ
年金手続きの委任状については、定められた様式があります。掲載されているもののほか、年金担当窓口でもお渡ししています。
また、日本年金機構のホームページからも印刷できます。

委任状について不明な点がございましたら、下記の各担当にお問い合わせください。

委任状に関する問い合わせ先

- **戸籍謄本・住民票の写しなどについて**
市民保険課 窓口サービス係 ☎ 0185-89-2133
- **税に関する証明書について**
税 務 課 市民国保税係 ☎ 0185-89-2126
固定資産税係 ☎ 0185-89-2127
- **年金手続きについて**
市民保険課 窓口サービス係
(年金担当) ☎ 0185-89-2168

委任状

市役所用

能代市長 殿

※委任状は、委任者本人が記入してください。

受任者 (頼まれた人)	住所 能代市××町××番××号 氏名 能代 伊知郎	代理人(頼まれた人)の住所、氏名を記入してください。
----------------	------------------------------------	----------------------------

私は、次の事項に関する権限を上記に定めた受任者に委任します。

委任事項	☒ 戸籍謄本・抄本 (全部・個人事項証明書)	必ずチェックを入れてください。 選択肢にない場合は、「その他」欄に記入してください。
	☐ 除籍・改製原戸籍謄本・抄本	
	☒ 住民票等の交付申請	
	☐ 戸籍の附票 (謄本・抄本)	
	☐ 身分証明書	
	☐ 所得・課税証明書	
	☐ 固定資産評価証明書 (土地：一部・全部) / (家屋：一部・全部)	
	☐ 固定資産公課証明書 (土地：一部・全部) / (家屋：一部・全部)	
	☐ 固定資産税課税台帳の写し (名寄帳・償却資産)	
	☐ その他 ()	

の交付申請及び受領に関すること

記入した日付を書いてください。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

委任者 (頼む人)	住所 能代市××町××番地×× 氏名 能代 華子	委任者(頼む人)の住所、氏名を記入してください。
--------------	-----------------------------------	--------------------------

切り取り線

委任状

能代市長 殿

※委任状は、委任者本人が記入してください。

受任者 (頼まれた人)	住所 氏名
----------------	----------

私は、次の事項に関する権限を上記に定めた受任者に委任します。

委任事項	☐ 戸籍謄本・抄本 (全部・個人事項証明書)
	☐ 除籍・改製原戸籍謄本・抄本
	☐ 住民票等の交付申請
	☐ 戸籍の附票 (謄本・抄本)
	☐ 身分証明書
	☐ 所得・課税証明書
	☐ 固定資産評価証明書 (土地：一部・全部) / (家屋：一部・全部)
	☐ 固定資産公課証明書 (土地：一部・全部) / (家屋：一部・全部)
	☐ 固定資産税課税台帳の写し (名寄帳・償却資産)
	☐ その他 ()

の交付申請及び受領に関すること

令和 年 月 日

委任者 (頼む人)	住所 氏名
--------------	----------

《作成上の注意事項》

【受任者（来所される方）】欄

- 「受任者（来所される方）」欄は、委任者（ご本人）が誰に何を委任するかを決め、その方の氏名、住所、電話番号、委任者（ご本人）との関係、委任内容および委任日（委任状の作成日）を記入してください。

【委任者（ご本人）】欄

- 「委任者（ご本人）」欄については、委任者（ご本人）の年金証書または年金手帳の基礎年金番号、氏名（旧姓がある場合を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号を記入してください。
- なお、委任する内容について、1. ～8. の項目から選んで○印をつけてください（8. を選んだ場合には、委任する内容を具体的に記入してください）。
- また、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法をA、Bの項目から選んで○印をつけてください。

※ 亡くなられた方の個人情報の回答は、相談者が遺族年金等の受給権者または相続人にかぎられますのでご注意ください。

【基礎年金番号が不明である場合又はマイナンバーでのご相談の場合】

次の①～③のご相談を承っております。ご確認ください、ご不明の点は年金事務所等にお問い合わせください。

①「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書のご持参によるご相談

- ご本人宛にお送りしている「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書をお持ちください。
- 基礎年金番号欄は空欄のままで結構です。

②マイナンバーでのご相談

- マイナンバーを確認できる書類またはその写しを代理人へお渡しください。
- 基礎年金番号欄は空欄のままで結構です。（マイナンバーのご記入は不要です。）
- マイナンバーの情報からご本人の基礎年金番号に結びつかない場合（住民票の住所と居所が異なるなど）、直接、委任者（ご本人）への確認をさせていただくことがあります。

③「ねんきん定期便」や各種通知書がお手元にない場合及びマイナンバーでのご相談をされないとき

- 受任者（来所される方）は、委任者（ご本人）の運転免許証やパスポート等の本人確認ができるものの写しを添付してください。（詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。）
- 受任者（来所される方）へ、委任者（ご本人）の住所変更履歴等をお聞きすることがあります。

《来所時等の注意事項》

- 個人情報を入力する目的で受任者を装って相談を行う者（なりすまし）の防止のため、受任者の本人確認を行います。
- 受任者（来所される方）が来所等される場合は、運転免許証やパスポートなど受任者（来所される方）ご自身の本人確認ができるもの（文書による相談の場合は写し）が必要となりますのでご用意ください（詳しくはお問い合わせください）。
- 年金手帳等の再交付につきましては、取扱い上窓口での交付ができません。委任者（ご本人）の登録の住所あてに送付となりますのでご了承ください。
- 年金事務所、街角の年金相談センターでは、予約制にて年金相談・手続きを承っております。あらかじめ予約の上、ご来所いただくようお願いします。

委任状

日本年金機構 あて

※委任日は委任状を書いた日です。

※網掛け部分は記入が必要です。

委任日 令和 年 月 日

【受任者(来所される方)】

フリガナ		委任者(ご本人) との関係	
氏 名			
住 所	〒	電話 ()	—

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号		基礎年金番号が不明である場合又はマイナンバーでの ご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。									
フリガナ		生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日								
氏 名	(旧姓)										
		性別	男 ・ 女								
住 所	〒	電話 ()	—								
	上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。										
委任する 内容 (必ず記入して ください)	委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください。 - 年金の加入期間について - 年金の見込額について - 年金の請求について - 各種再交付手続きについて(裏面の《来所時等の注意事項》をご確認ください) - 死亡に関する手続きについて(注) - 国民年金の加入手続きについて - 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について - その他(委任する内容を具体的に記入してください) () ○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する (注)「5.」の場合、以下になくなられた方について記入してください。 <table> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td></td> <td>委任者(ご本人)との続柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭・平・令 年 月 日</td> </tr> </table>			基礎年金番号		委任者(ご本人)との続柄		氏 名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
基礎年金番号		委任者(ご本人)との続柄									
氏 名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日								

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

委任状

日本年金機構 あて

※網掛け部分は記入が必要です。

【受任者(来所される方)】

※委任日は委任状を書いた日です。

委任日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

フリガナ	ノシロ ジロウ	委任者(ご本人)との関係	子
氏 名	能代 二郎		
住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇 能代市××町××番××号		

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号	〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇	基礎年金番号が不明である場合又はマイナンバーでのご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。									
フリガナ	ノシロ ハナコ	生年月日	明治 大正 昭和 〇〇年〇〇月〇〇日 平成 令和								
氏 名	能代 華子 (旧姓)	性別	男 ・ 女								
住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇 能代市××町××番地××										
	上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。										
委任する 内容 (必ず記入してください)	委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください。 - 年金の加入期間について - 年金の見込額について - 年金の請求について - 各種再交付手続きについて(裏面の《来所時等の注意事項》をご確認ください) - 死亡に関する手続きについて(注) - 国民年金の加入手続きについて - 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について - その他(委任する内容を具体的に記入してください) () ○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する (注) 「5.」の場合、以下になくられた方について記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td>〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇</td> <td>委任者(ご本人)との続柄</td> <td>夫</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>能代 伊知郎</td> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭和 〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> </table>			基礎年金番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	委任者(ご本人)との続柄	夫	氏 名	能代 伊知郎	生年月日	明・大・昭和 〇〇年〇〇月〇〇日
基礎年金番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	委任者(ご本人)との続柄	夫								
氏 名	能代 伊知郎	生年月日	明・大・昭和 〇〇年〇〇月〇〇日								

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

証明書の郵便請求

記入例

秋田県能代市長殿

◎必要な方について

令和 〇〇

戸籍謄・抄本等の郵便請求書

請求書に必要な事項を記入してください。
また、自作で便せんなどの紙で送付する場合は、郵便請求書の必要な項目を漏れなく記載してください。

必要な方の氏名	フリガナ 能代 伊知郎	明・大・ 昭 ・平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生
本籍 (戸籍が必要な方)	秋田県能代市上町1番地1	筆頭者氏名 能代 伊知郎
住所 (住民票が必要な方)	秋田県能代市上町1番3号 〇〇アパート 〇〇号	
戸籍謄出の状況(最近1か月以内に 謄出をした方は記入してください)	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	能代 市へ届出(出生(死亡)婚姻・離婚・その他())

◎証明書について

必要な証明書及び通数				請求内容(相続手続きの場合は必ず記入してください。)
証明書種類	全部 (謄本)	個人 (抄本)	金額	(父 〇〇 〇〇)の死亡に伴う手続きで
戸籍全部・個人事項証明書 (戸籍謄本・戸籍抄本)	1 通	1 通	450円	☒ 死亡年月日が記載された戸籍が (1) 通必要
除 籍	通	通	750円	☒ 死亡した人の出生から死亡までの戸籍が各 (2) 通必要
改製原戸籍	通	通	750円	☒ 死亡した人の (〈例〉出生) から (〈例〉婚姻) するまでの 戸籍が各 (2) 通必要
戸籍の附票	通	通	200円	☒ (〇〇 〇〇) と (△△ △△) の関係が分かる戸籍が (3) 通必要
住 民 票	通	1 通	200円	☐ その他(具体的に記入してください)
身分証明書		通	200円	
独身証明書		通	200円	
その他の証明()				

使用目的(目的にあった証明書を作成するため、詳しく記入してください) ☐ 年金手続き ☐ 廃車手続き ☐ その他

<例>父〇〇 〇〇が死亡したため〇〇銀行に相続手続き など

※附票の場合 () 年 () 月 住所 () から () 年 () 月 住所 () までのもの

◎請求者について

住所	〒 016-8501 ☐ 必要な方と同じ
秋田県能代市上町1番3号 〇〇アパート 〇〇棟 〇〇号	
氏名	フリガナ 能代 伊知郎 大・ 昭 ・平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生
氏名	フリガナ 能代 伊知郎 大・ 昭 ・平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生
連絡先電話番号	(090) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
その他の続柄	本人・夫妻・ (子) ・孫・父母・祖父母・その他()

(2) 請求者の本人確認書類
有効期限内のものに限ります。
裏面に住所の記載がある場合は、
裏面のコピーも同封してください。
マイナンバーカードは、裏
面のコピーは不要です。

(3) 手数料
不足の場合は、追加で請求させ
ていただきます。通数が不明の
場合は、多めに同封してくださ
い。例えば、3,000円分など。
※定額小為替は、記入したり切
り離したりせずに、そのままお
送りください。

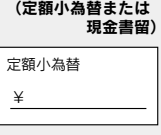
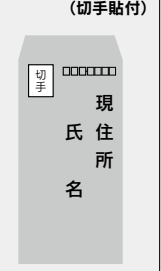
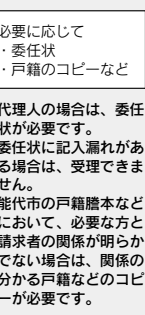
◎送付物について

- ① 戸籍謄・抄本等の郵便請求書
- ② 請求者の本人確認書類…運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等のコピー。マイナンバーカード、パスポートは不可。
- ③ 手数料(定額小為替又は現金書留)…定額小為替又は現金
- ④ 返信用封筒…請求者の住所、氏名を記入し、返信用切手を貼ったもの(お急ぎの場合は速達料)
- ⑤ その他(委任状など必要に応じて添付)
・必要な方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本等(能代市の戸籍で確認できる場合は不要)

※戸籍を請求できる方は、本人または同一戸籍に記載されている人、直系尊属又は直系卑属(必要な人の父、母、子、孫など)です。代理人の場合は、委任状が必要です。送付先は、請求者の本人確認書類で確認できる住所に返送してください。

(5) その他(必要に応じて)
代理人が請求する場合は、委任者
本人が記入、押印した委任状、代
理人の本人確認書類のコピーが必要
です。委任状の記入漏れがある
ものは受付できません。

郵便による請求のながれ (1) から (5) を同封してください。

(1) 郵便請求書  ・必ず、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。 ・便せんはどで自作する場合は、必要な項目を漏れなく記入してください。	(2) 請求書の本人確認書類のコピー  ・有効期限内のもの。 ・裏面に現住所の記載がある場合は、裏面のコピーも必要です。	(3) 手数料(定額小為替または現金書留)  ・切手は不可です。 ・通数が不明の場合は、多めに同封してください。	(4) 返信用封筒(切手貼付)  ・送付先は(2)で、確認できる住所です。	(5) その他  必要に応じて ・委任状 ・戸籍のコピーなど ・代理人の場合は、委任状が必要です。委任状に記入漏れがある場合は、受理できません。 ・能代市の戸籍謄本などにおいて、必要な方と請求者の関係が明らかでない場合は、関係の分かる戸籍などのコピーが必要です。
---	---	---	---	---

切手

0168501

能代市上町1番3号

能代市役所 市民保険課

窓口サービス係

戸籍謄・抄本等の郵便請求書

秋田県能代市長殿

◎必要な方について

令和 年 月 日

必要な方の氏名	フリガナ			明・大・昭・平・令 年 月 日生		
本 籍 (戸籍が必要な方)				筆頭者氏名		
住 所 (住民票が必要な方)						
戸籍届出の状況(最近1か月以内に届出をした方は記入してください)	令和 年 月 日	市へ届出(出生・死亡・婚姻・離婚・その他())				

◎証明書について

必要な証明書及び通数				請求内容(相続手続きの場合は必ず記入してください。)	
証明書種類	全部 (謄本)	個人 (抄本)	金額	()の死亡に伴う手続きで	
戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・戸籍抄本)	通	通	450円	☐ 死亡年月日が記載された戸籍が ()通必要	
除 籍	通	通	750円	☐ 死亡した人の出生から死亡までの戸籍が各()通必要	
改製原戸籍	通	通	750円	☐ 死亡した人の()から()するまでの戸籍が各()通必要	
戸籍の附票	通	通	200円	☐ ()と()の関係が分かる戸籍が()通必要	
住 民 票	通	通	200円	☐ ()通必要	
	本籍表示 ☐ あり ☐ なし	続 柄 ☐ あり ☐ なし			
身分証明書		通	200円	☐ その他(具体的に記入してください)	
独身証明書		通	200円		
その他の証明()					
使用目的(目的にあった証明書を作成するため、詳しく記入してください) ☐ 年金手続き ☐ 廃車手続き ☐ その他					
※附票の() 年 () 月 住所()から 場合 () 年 () 月 住所()までのもの					

◎請求者について

請 求 者	住所	〒 - ☐ 必要な方と同じ				
	氏名	☐ 必要な方と同じ フリガナ 大・昭・平・令 年 月 日生				
日中連絡の取れる電話番号 ※必ず記入してください		() -				
必要な方との続柄 (必要な方からみて)		本人・夫妻・子・孫・父母・祖父母・その他()				

◎送付物について

請求先 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 能代市役所市民保険課

- (1) 戸籍謄・抄本等の郵便請求書
 - (2) 請求者の本人確認書類・・・運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等のコピー。通知カード、パスポートは不可。
 - (3) 手数料(定額小為替又は現金書留)・・・定額小為替又は現金
 - (4) 返信用封筒・・・請求者の住所、氏名を記入し、返信用切手を貼ったもの(お急ぎの場合は速達料金を追加)
 - (5) その他(委任状など必要に応じて添付)
- ・必要な方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本等(能代市の戸籍で確認できる場合は不要)

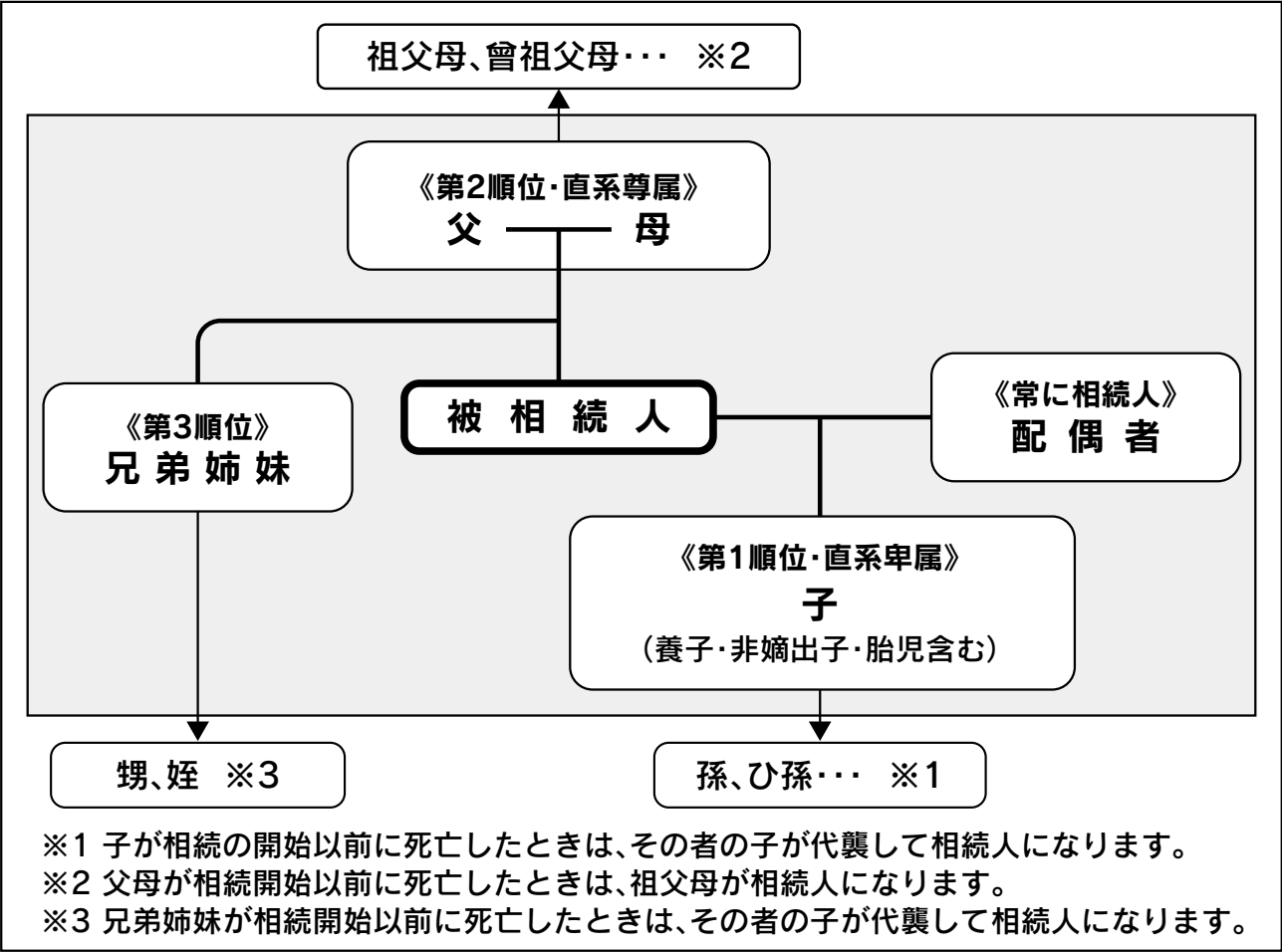
※戸籍を請求できる方は、本人または同一戸籍に記載されている人、直系尊属又は直系卑属(必要な人の父母、祖父母、子、孫など)です。代理人の場合は、委任状が必要です。送付先は、請求者の本人確認書類で確認できる住所に返送致します。

相続登記・相続税など

相続の基礎知識

法定相続人の範囲や法定相続分は民法で次のとおり定められています。そのほか遺言書による場合や、相続が確定する前に相続人が亡くなり次の相続が開始すると、相続人や相続分が変わる場合もあります。

●法定相続人の範囲



- ・ 相続を放棄した人は初めから相続人ではなかったものとされます。
- ・ 内縁関係の人は、相続人に含まれません。

●法定相続分

相続人	相続分
配偶者と子	配偶者 2 分の 1 ・子 (2 人以上のときは全員で) 2 分の 1
配偶者と直系尊属 (父母)	配偶者 3 分の 2 ・直系尊属 (2 人以上のときは全員で) 3 分の 1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 4 分の 3 ・兄弟姉妹 (2 人以上のときは全員で) 4 分の 1

- ・ 子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ 2 人以上いるときは、原則として均等に分けます。
- ・ 民法に定める法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。

相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が**遺産に係る基礎控除額**を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口などをご利用ください。

○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。
また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

○ 電話相談センター(国税局税務相談室)

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。
「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

＜受付時間＞8:30～17:00〔土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。〕
＜能代税務署＞0185-52-6111 ☎016-8601 能代市末広町4番20号 能代合同庁舎

○ 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません（注）。
税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」（<https://www.zeirishikensaku.jp>）で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続きを
応援します！



多くの方々にご利用いただいております！

面倒な相続手続きを

より速く！

より便利に！

未来につなぐ相続登記

不動産の
相続登記を
お忘れなく！

次の世代へのつとめです

登記官



戸籍書類
一式

法定相続情報

被相続人 法務太郎

- 法務一郎
- 相続促子
- 法務花子
- 登記 進

登記官 ○○○○ 回

法務局



銀行



税務署



省略可能

戸籍書類一式

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であることを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続きで戸籍書類一式の提出の省略が可能となります※。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、[法務局ホームページ](#) [検索](#) をご覧ください。

法務省民事局

法定相続情報証明制度の手続の流れ（イメージ）

① 申出（法定相続人又は代理人）

①-1 戸除籍謄本等を収集

①-2 法定相続情報一覧図の作成 （参考：別紙1（解説付き））

①-3 申出書を記載し、上記①-1、 ①-2の書類を添付して申出

- ✓ 提出された戸除籍謄本等に記載の情報に限る（放棄や遺産分割協議は対象外）
- ✓ （数次相続発生の場合、）一人の被相続人ごとの作成

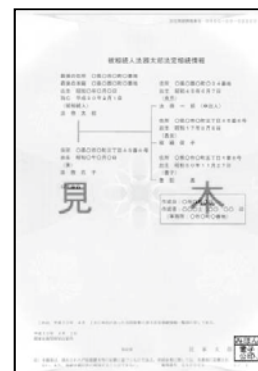


② 確認・交付（登記所）

②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、 戸除籍謄本等の返却 （参考：別紙2（解説付き））

- ✓ 交付に当たり、手数料は徴収しない



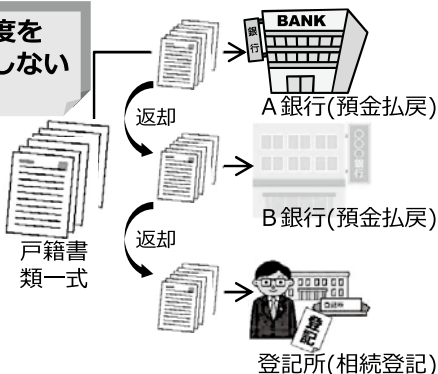
- ✓ 偽造防止措置を施した専用紙で交付

③ 利用

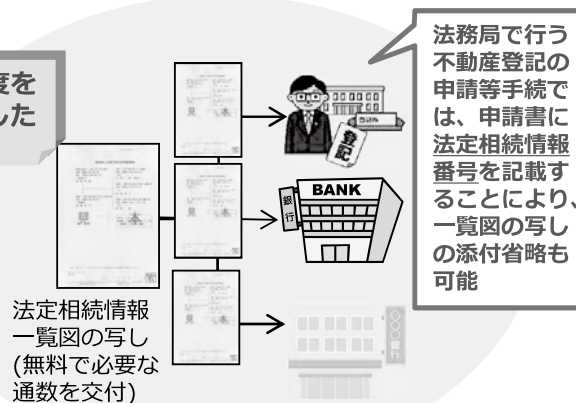
③ 各種の相続手続への利用（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

- ✓ この制度は、戸除籍謄本等の束に代替し得るオプションを追加するものであり、戸除籍謄本等の束で相続手続を行うことを妨げるものではない。
- ✓ 放棄や遺産分割協議の書類は別途必要

● 本制度を利用しない場合



● 本制度を利用した場合



備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！



Q 1 知りませんでした！ 不動産（土地・建物）の相続 登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？ それより前に相続した不動産は対象になりますか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得することとなった場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続（※）を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記の手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合い
がまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

早期に遺産分割を
することが困難

相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

※令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介するマンガや、相続登記の手続を案内するハンドブックも、提供しています。

法務省・法務局の名称を
不正に使用した勧誘や
架空請求などに
ご注意ください



詳しくは、こちらの
法務省ホームページ
をご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

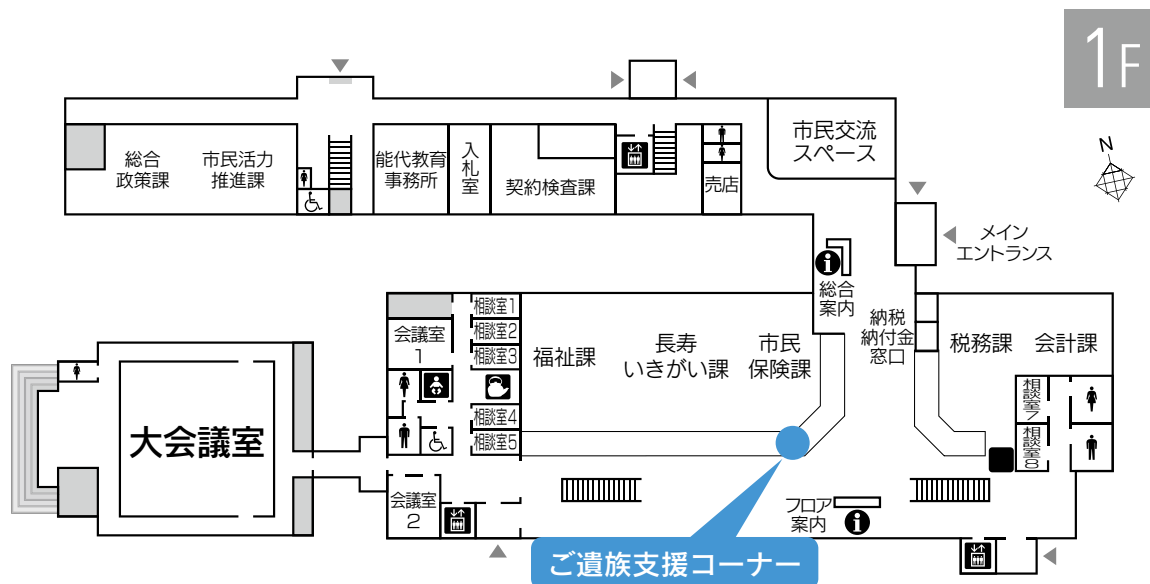
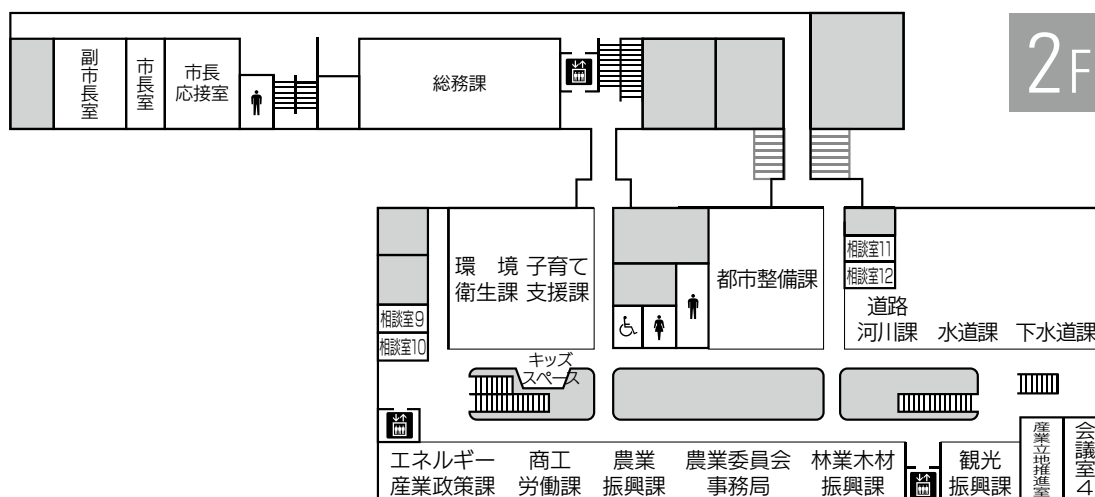
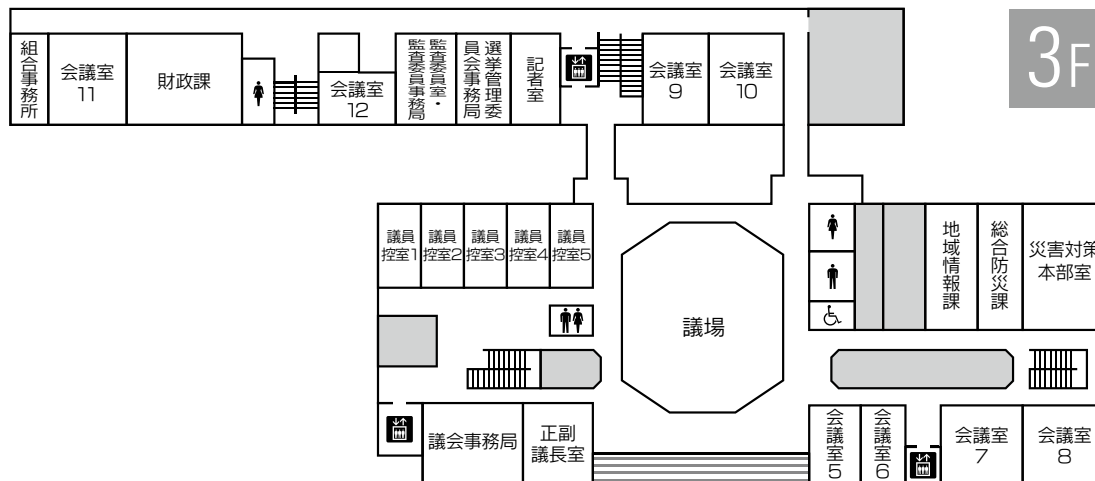


法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

2024年5月版

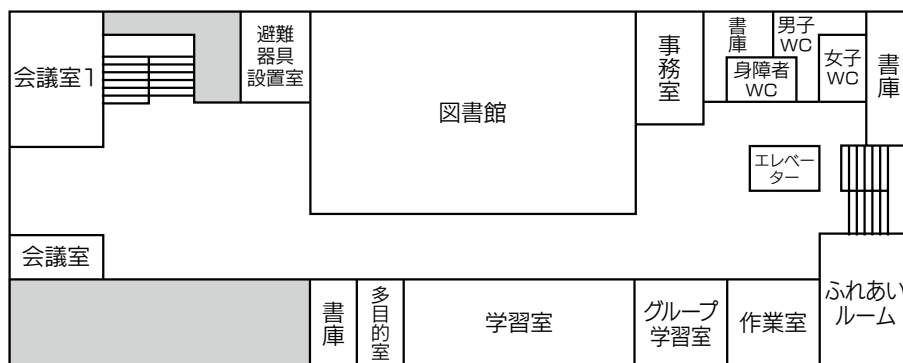
庁舎フロアマップ

本 庁 舎

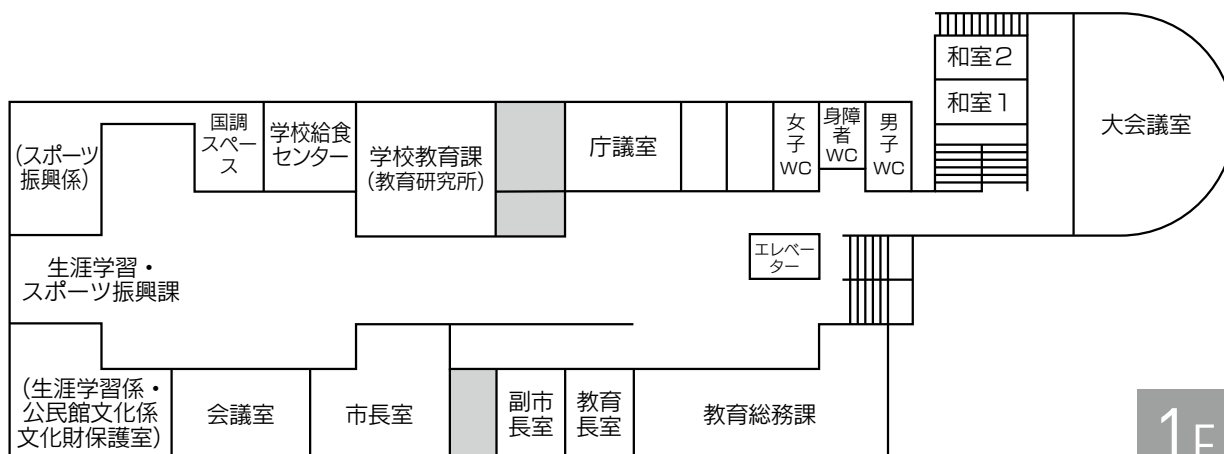


ニツ井町庁舎

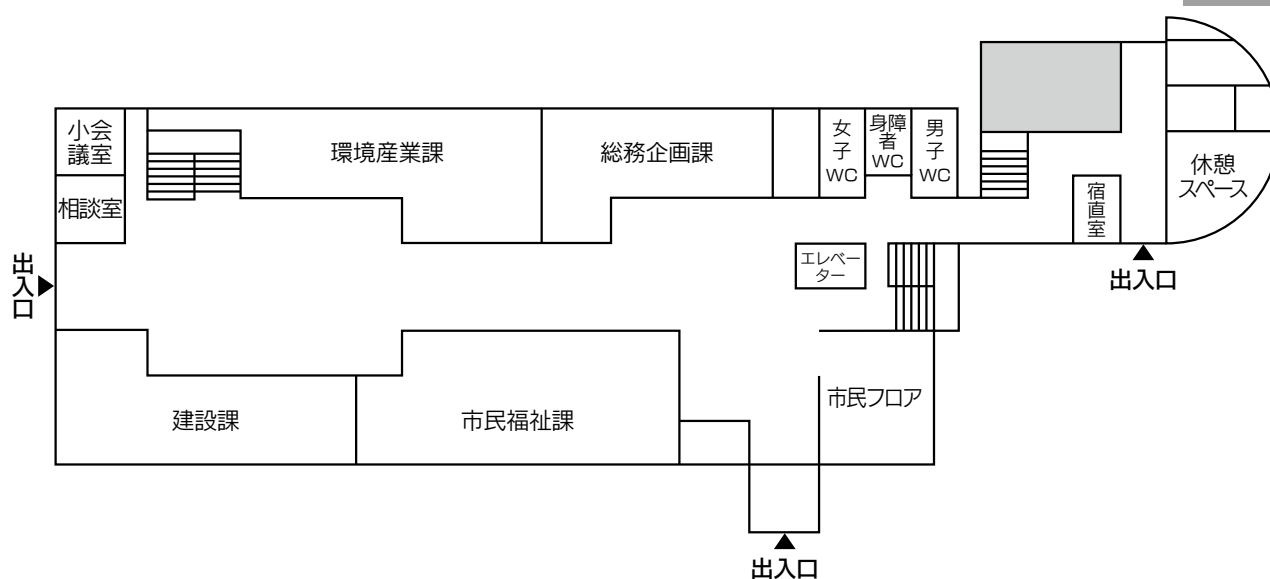
3F



2F

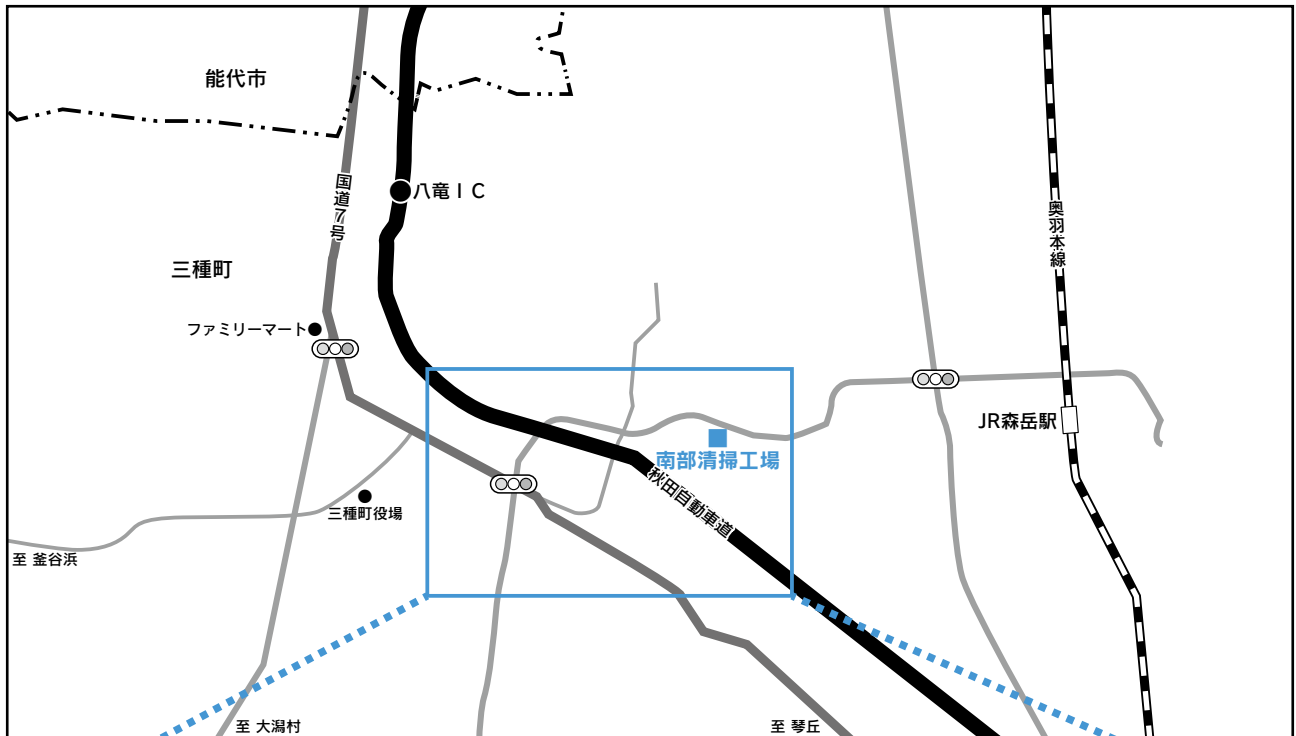


1F

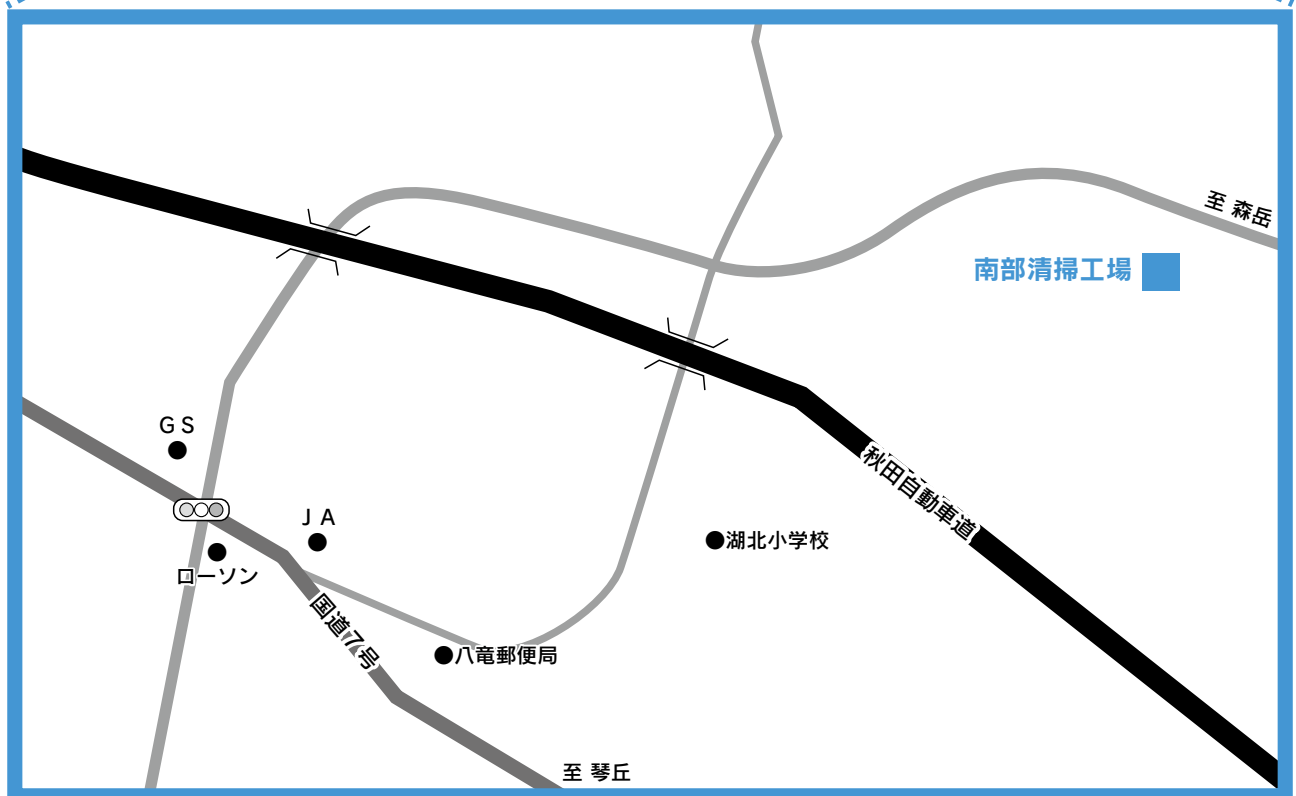


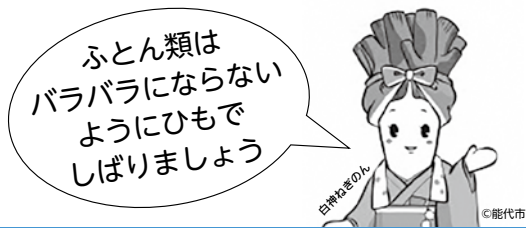
施設案内

南部清掃工場(三種町)

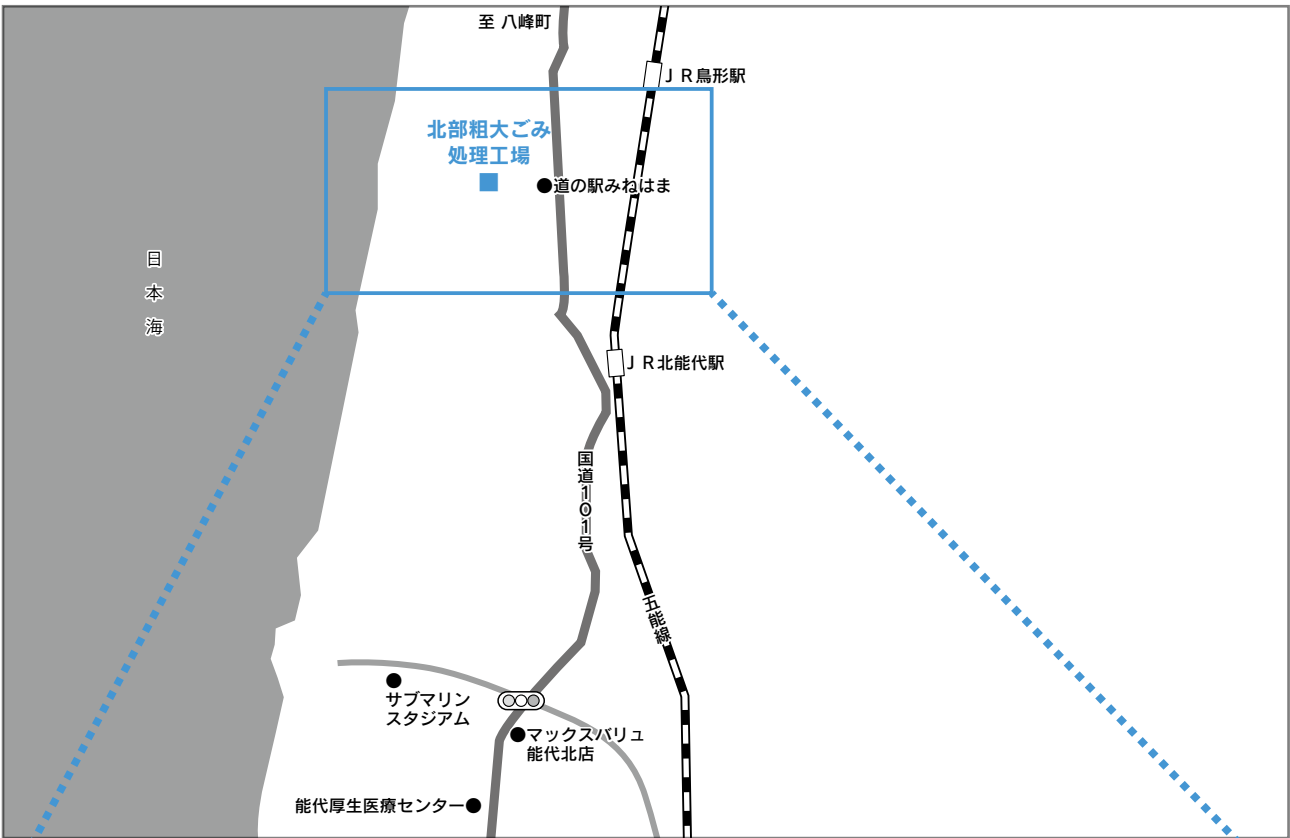


拡大地図

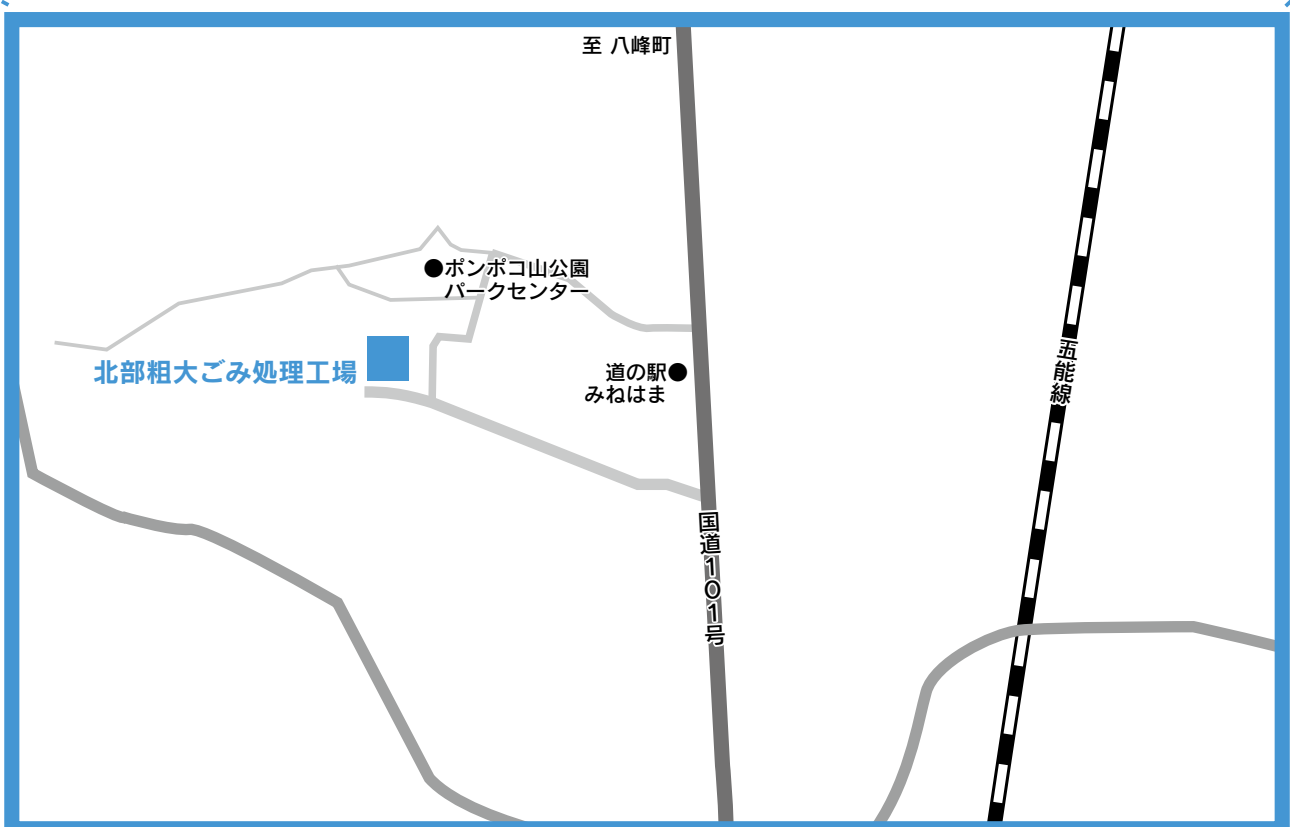




北部粗大ごみ処理工場(八峰町)



拡大地図



お持ち
いただくもの

市役所の手続き

市役所以外の
主な手続き

委任状のご案内

証明書の
郵便請求

相続登記・
相続税など

フロアマップ

施設案内

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

ご遺族のための手続きハンドブック

発 行 能代市
令和6年12月

編 集 能代市市民福祉部市民保険課 ご遺族支援コーナー担当
〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号
TEL 0185-74-9031
FAX 0185-89-1768
<https://www.city.noshiro.lg.jp>